

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.014

| | |
|-----------|--|
| 処 分 名 | 身体障害者措置費用の徴収額の納入期限の延長の決定 |
| 処 分 の 概 要 | 福祉事務所長は、前条第3項の規定による通知を受けた身体障害者等が納入期限までに徴収額を納入することが著しく困難であると認めるときは、1年を超えない範囲内で当該徴収額の納入期限を延長することができる。 |
| 根拠条例等・条項 | 身体障害者福祉法施行細則（平成18年規則第73号）第11条第1項～第3項 |
| 審 査 基 準 | 前項の規定により徴収する額（以下「徴収額」という。）は、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年障障発第1117002厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に定める額とする。 |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 設定年月日 | 平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日） |
| 申請時期 | 随時 |
| 申請方法 | 本庁1階障がい者課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む） |
| 備 考 | |

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■身体障害者福祉法施行細則

(納入期限等)

第11条 徴収額の納入期限は、当該措置を受けた月の翌月末日とする。

2 福祉事務所長は、前条第3項の規定による通知を受けた身体障害者等が納入期限までに徴収額を納入することが著しく困難であると認めるときは、1年を超えない範囲内で当該徴収額の納入期限を延長することができる。

3 前項の規定により納入期限の延長を受けようとする身体障害者等は、身体障害者措置費用徴収額納入期限延長申請書(様式第14号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

4 福祉事務所長は、納入期限を延長することが適当であるかを審査し、その適否を決定して身体障害者措置費用徴収額納入期限延長決定・却下通知書(様式第15号)により、当該身体障害者等に通知するものとする。